

令和7年2月19日

南幌町長 大 崎 貞 二 様

南幌町特別職報酬等審議会
会長 林 裕 司

特別職の報酬等の額について（答申）

令和6年12月27日付け、南総務号で諮問のあった、非常勤特別職職員の月報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について、南幌町特別職報酬等審議会条例（令和6年南幌町条例第23号）に基づき慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申します。

記

1 報酬額等の改定について

特別職の報酬等の額は次に掲げる額に改定することが適当である。

（1）町長、副町長及び教育長の給料の額（月額）

職 名	改定前	改定後	引き上げ額
町 長	754,000円	792,000円	38,000円
副 町 長	623,000円	655,000円	32,000円
教 育 長	571,000円	600,000円	29,000円

（2）非常勤特別職職員の報酬の額（月額）

職 名		改定前	改定後	引き上げ額
教育委員	職務代理	41,000円	48,000円	7,000円
	委 員	39,000円	46,000円	7,000円
農業委員	会 長	53,000円	61,000円	8,000円
	会長代理	41,000円	48,000円	7,000円
	委 員	39,000円	46,000円	7,000円
監査委員	識見者	56,000円	65,000円	9,000円
	議会選出	44,000円	51,000円	7,000円

2 改定の実施時期 令和7年4月1日

3 答申にあたっての考え方

審議にあたっては、特別職の職務・職責を考慮しながら、これまでの報酬等改定経過やその間における行財政改革等の内容、空知管内の町村及び人口や産業構造が同規模である類似団体との比較、本町の財政状況などを踏まえて、総合的な観点から慎重審議を行った。

審議会においては、「適正水準の判断が難しい」、「将来町を発展させるという展望を考慮すべきである」、「次期行財政改革実行計画の具体的な内容を考察しながら判断しても遅くはない」などの意見が出されたが、最終的には、その職責の重さや困難性からそれに見合った額とすることが望ましく、町財政の状況も一定の改善が見られることや、現在の社会情勢や他の自治体の状況など踏まえ、報酬等の額について引き上げることとするという結論に達した。

(1) 町長、副町長及び教育長の給料

現在の町長、副町長及び教育長の給料については、平成26年4月1日から適用されている。空知管内町村と比較するといずれも下位であり、類似団体と比較しても平均以下の状況である。

こうした状況と併せて、町財政の状況について確認した。町の財政状況は、これまでの行財政改革実行計画等の取組により、財政健全化法による実質公債費比率等の財政指標は健全な数値となっており、町債残高や基金残高、実質収支などから見ても安定した財政状況であることが確認できた。

また、本町の一般職の職員を対象とした人事院勧告では、平成26年度から令和6年度の期間において5.13%の引き上げ率となっており、令和6年人事院勧告では若年層のみではなく、全ての職員給での大幅な増額改定が勧告されているところである。

こうした状況を総合的に勘案した上で、町長、副町長及び教育長の給料については5%程度の引き上げが妥当であるとの結論を得た。

(2) 非常勤特別職職員の報酬

現在の非常勤特別職職員の報酬については、平成17年4月1日から適用されている。空知管内町村と比較すると、ほとんどの委員において平均を下回っている状況である。

近年、本町においても、日常業務の多忙や定年延長等により、非常勤特別職職員の人材確保が難しくなっている状況にあり、その職務と職責を考慮すると優秀な人材確保のため、適正な報酬水準とすることが必要であることを確認した。

こうした状況から、非常勤特別職職員の報酬については、空知管内町村及び類似団体との比較などを踏まえ、削減措置前の平成14年11月の水準に戻すことが妥当であると判断し、15%程度引き上げるとの結論に至った。

4 その他（附帯意見）

(1) 特別職の報酬等について、今後も社会情勢及び空知管内町等の動向等を見ながら考

察する必要があるため 1 任期中に少なくとも 1 回は本審議会を開催することが望ましいと考えます。

- (2) 町長、副町長及び教育長においては、本町の持続的な発展を図るため様々な施策を展開しその成果が現れ始めていることについては評価しているところである。しかしながら、国全体における少子高齢化の急速な進行やインフラ整備、社会保障関係経費の増嵩など社会情勢の変化による対応が求められることから、今後においても、住民福祉の向上や魅力あるまちづくりの実現に向けて一層努力されることを切望し答申といたします。